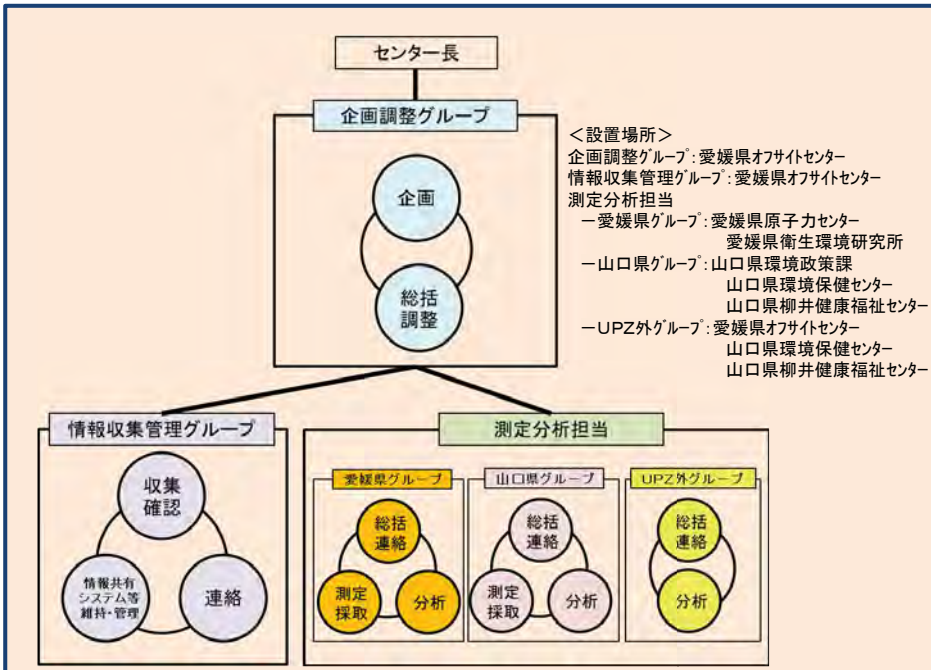


- 国は、施設敷地緊急事態に至った場合、緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを愛媛県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応に当たる。
- 伊方原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

伊方地域の放射線モニタリング体制

- 伊方発電所周辺の愛媛県及び山口県の8市町(愛媛県7市町、山口県1町)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点101地点(愛媛県100地点、山口県1地点)を設定し、このうちUPZ内65局(予防避難エリアを除く)及びPAZ内2局(愛媛県2局)で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。



- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(19局)で、発電所周辺地域の空間放射線量率、放射性物質濃度を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・電子線量計(58台)で、空間放射線量率を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(10台)を整備
- モニタリングカー
 - ・空間放射線量率、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備
- 大気モニタ(22台)・ヨウ素サンプラ(7台)
 - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリングステーション【1局】、モニタリングポスト【19局】
(非常用電源装備)



モニタリングポスト・ダストサンプラ
(可搬型)



電子線量計【58台】



モニタリングカー【1台】



大気モニタ(22台)・ヨウ素サンプラ(7台)



放射線測定通信端末

163

- モニタリングステーション^{やしま}
 - ・UPZ内に含まれる八島にモニタリングステーションが設置されており、空間放射線量率等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーションが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(1台)を配備



モニタリングステーション【1局】



非常用電源装備(モニタリングステーション)



可搬型モニタリングポスト【1台】



NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ



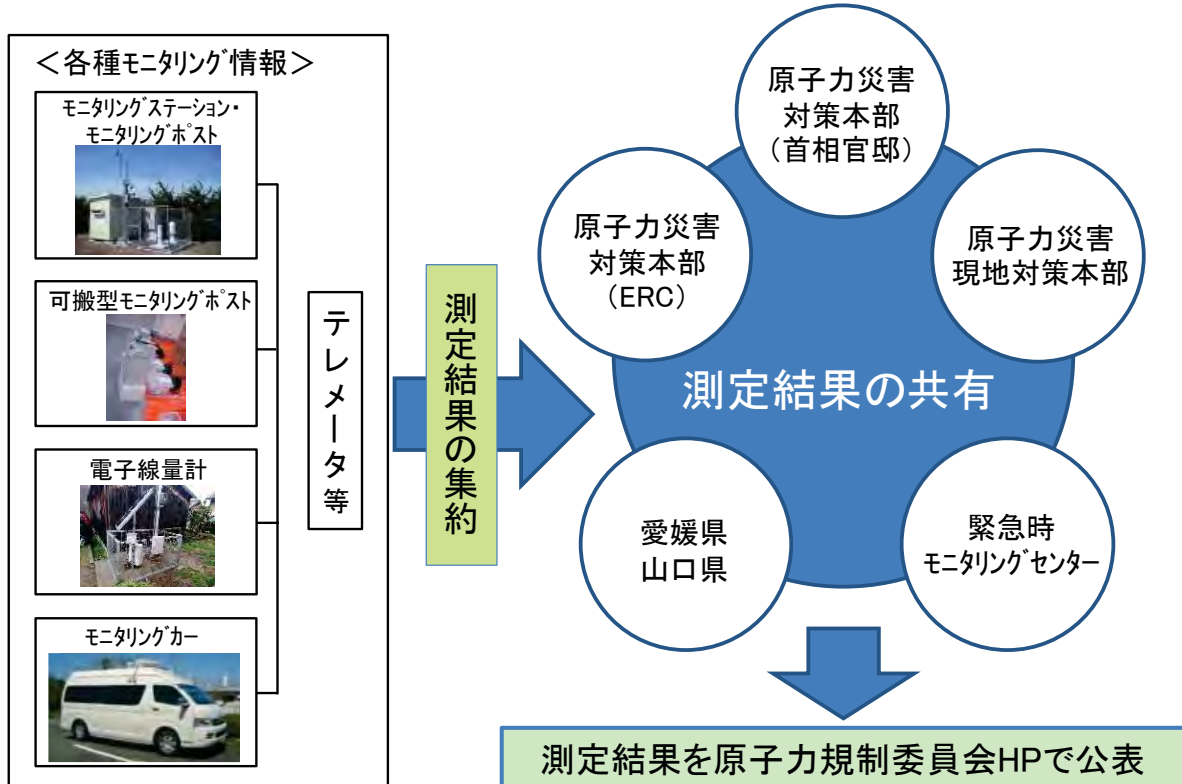
電離箱式サーベイメータ



GM管式サーベイメータ

164

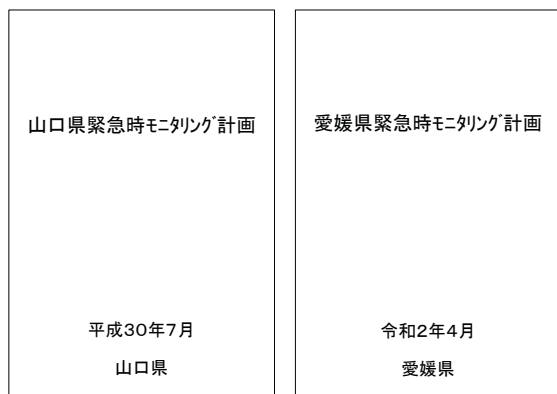
- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



165

緊急時モニタリング実施計画

- 愛媛県及び山口県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定める。同実施計画は、事態の進展に応じて、随時改定を行う。



<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングホストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気中放射性物質濃度の測定
- 環境試料中の放射性物質濃度の測定 等

<実施主体>

例)

- 国
- 愛媛県、山口県
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<報告>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】

測定項目一覧

166

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

(令和2年度調査による。愛媛県・山口県・四国電力を除く。)

	要員 (人)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	17	75	21
道府県	896	264	39
原子力事業者	617	64	34
関係指定 公共機関等	96	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。

いかた

伊方地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位ごとに設置されることが必要であり、愛媛県及び山口県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

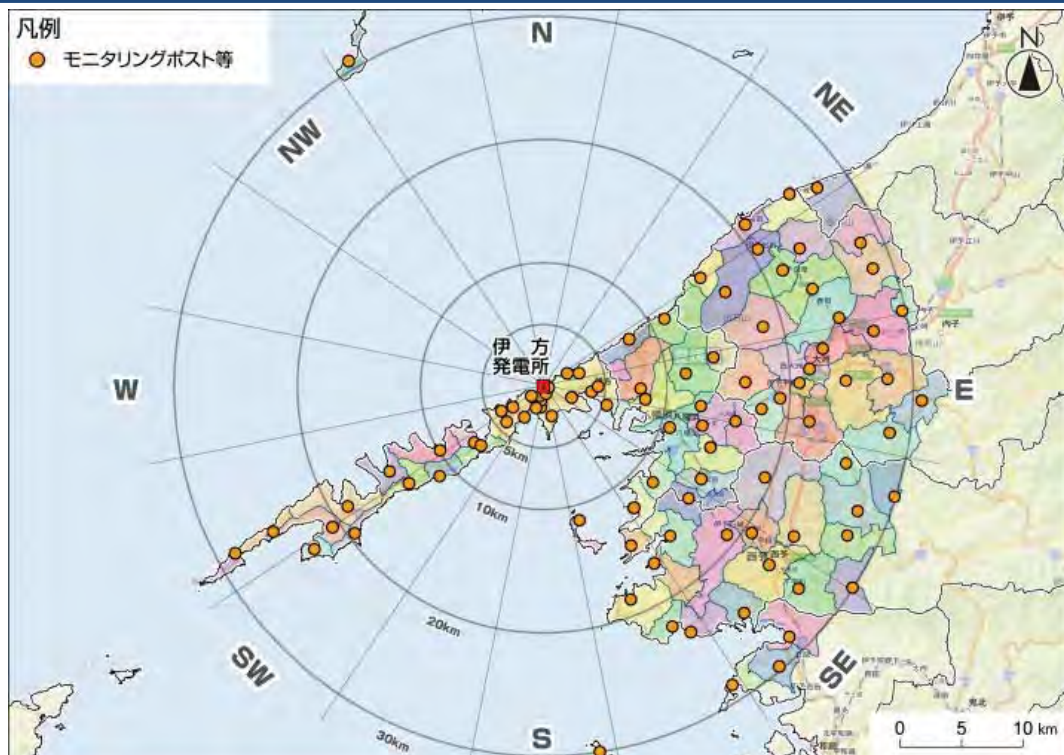


図 伊方地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲